

被災事業者販路開拓支援 販売会（百貨店催事）募集要項

東日本大震災により被災した中小企業者の皆様の受注回復や取引拡大を支援するため、岩手県・宮城県・福島県と独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」といいます。）が連携し、各地元百貨店および首都圏百貨店にて、百貨店催事を実施し、消費者への認知拡大および百貨店への販路拡大を支援する販売会（百貨店催事）を開催します。また、出展に向けた商品開発については、商品プレゼン支援費を負担いたします。

1. 販売会（百貨店催事）概要

●販売会について

(1)	開催地	岩手・宮城・福島・東京の下記百貨店催事場
(2)	開催場所 ／日時	【岩手県盛岡市】パルクアベニューカワトク 2015年3月12日～16日（5日間） 【宮城県仙台市】藤崎百貨店 2015年3月7日～10日（4日間） 【福島県郡山市】うすい百貨店 2015年3月25日～31日（7日間） 【東京都新宿区】京王百貨店新宿店 2015年3月19日～25日（7日間）
(3)	出展対象者	岩手県・宮城県・福島県の 食料品または工芸品などを扱う中小企業者・小規模事業者 のうち県が被災を確認し推薦した者
(4)	出展規模	各30～40社
(5)	主催	独立行政法人中小企業基盤整備機構
(6)	共催	岩手県・（公財）いわて産業振興センター・宮城県・福島県 岩手日報社・河北新報社・福島民報社・福島民友新聞社
(7)	後援	全国地方新聞社連合会

2. 募集条件・支援内容

(1) 出展対象者

被災地（岩手県・宮城県・福島県）に事業所を有する食料品または工芸品を扱う中小企業者（注）の方で、県が被災したことを確認した事業者といたします。

注）今回対象となる中小企業者の定義について

業種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員数
漁業、水産加工業、農林業、農産加工業、工芸品 製造業 など	3億円以下	300人以下
上記の生産品の卸売業・小売業	卸売業 1億円以下 小売業 5千万円以下	卸売業 100人以下 小売業 50人以下

企業組合、協同組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、商工組合連合会、協同組合連合会、酒造組合（※）、酒造組合連合会（※）、酒造組合中央会（※）、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会は、中小企業者に含まれます。（（※）の組合、連合会、中央会は、その構成員の3分の2以上が上記の表の要件に該当する中小企業者であることが必要です。）

②募集説明会、出展者説明会の全てに原則として参加できる中小企業者であること。

③国内の販路開拓とスキルアップに意欲的に取り組む意思のある中小企業者であること。

（2）販売会（百貨店催事）スペース

販売スペースは1社あたり、5尺（1.5m）もしくは6尺（1.8m）の販売台2台を予定しています。出展事業者数により、変動する可能性があります。また、販売する商品により一部の事業者は、希望に応じて実演方式での販売となります。

（3）出展費用等

以下に係る費用は無料となります。

①出展料【中小機構負担】

②販売什器・百貨店が行う広告宣伝費等【中小機構負担】

i) 販売に必要な基本什器（平台、斜面冷蔵、OP冷蔵、OP冷凍、共有スツッカー）も含まれます。

ii) 特別什器が必要となる場合には、別途出展事業者の負担となることがあります。

事前にご相談ください。

iii) 百貨店催事に係る広告宣伝費も含まれます。

③旅費（交通費・宿泊費）・輸送費【一部中小機構負担】

出展に際し、必要となる交通費及び宿泊費（出展事業者1社につき2名まで）、商品等の輸送費について、地方開催（岩手県・宮城県・福島県）は9万円（税込）／社・回、首都圏開催（東京都）は15万円（税込）／社・回を上限とし、中小機構が負担します。

（4）販売手数料

当販売会（百貨店催事）での販売手数料は15%（予定）となります。

〈注〉上記（3）（4）の詳細については、出展が決定した事業者向けに行う出展者説明会にてご案内いたします。

※出展者説明会には自社商品をご持参ください。

（5）中小機構が行う専門家による出展事業者支援等（無料）

中小機構では、出展事業者のご希望等に応じ、専門家による以下の支援を行います。

①販売会（百貨店催事）出展に向けた事前支援

i) 事前準備のアドバイス

ii) 資料作成のアドバイス

iii) 出展に際してのブース設営（商品展示等）に関するアドバイス

②販売会（百貨店催事）会場での販売支援

③販売会（百貨店催事）出展後の支援

i) 事後フィードバックシート等の送付

ii) 中小機構の各種支援等

※震災復興支援アドバイザーによる支援含む

（6）中小機構が行う「商品プレゼン支援費」について

中小機構では、百貨店催事出展事業者の商品物流網の確保を図ることを目的として、原則、展示に向けて販路の開拓・拡大につながる事業の取り組みに対して支援いたします。

注）今回対象となる事業について

対象	主な内容
商品に係るもの	商品パッケージ改良、商品ロゴ改良、商品名改名、商品撮影費（チラシ、カタログ用等）

商品以外に係るもの

ブース出展時に使用する看板、パネル類、チラシ類、POP、カタログ、パンフレット類、ホームページ、映像類、マーケティング調査費

- ①支援対象者 百貨店催事出展事業者
- ②支援対象経費 対象事業に係る委託費、外注費とする
- ③支援率・支援額 支援対象経費（税抜）の1/2以内（上限20万円）

※他助成金との併用は不可となります。

3. 募集説明会概要

本事業の募集説明会を以下の概要で実施します。

<概要>

県	日付	時間	場所
福島	9月22日（月）	10:30～12:20	福島県農業総合センター 多目的ホール（郡山市）
岩手	9月24日（水）	10:30～12:20	岩手県工業技術センター 大ホール（盛岡市）
宮城	9月25日（木）	13:00～14:50	河北新報社 大ホール（仙台市）

<プログラム>

- 第1部 百貨店催事「みちのく いいもん うまいもん」概要説明（15分）
百貨店催事「みちのく いいもん うまいもん」申込方法、選考方法、手続き等（15分）
- 第2部 商品プレゼン支援費概要と申請方法（20分）
- 第3部 催事カルテ概要説明（60分）
※催事カルテとは、百貨店催事出展交渉時に百貨店バイヤーが閲覧するものです。
※プログラム終了後に個別相談会を実施しますので、ご希望に応じてご参加ください。

4. 申込み、締切等

（1）必要書類

応募申請書のエクセルファイルをホームページ（<http://umaimon.smrj.go.jp/>）からダウンロードしてご記入のうえ、以下の書類をご提出ください。

【提出書類】

- ① 応募申込書（1部）
- ② 会社概要等、パンフレット（各4部）

（2）募集期間

平成26年9月9日（火）～平成26年10月8日（水）17:00【必着】

（3）応募方法

上記（1）の提出書類を郵送にてご提出ください。

※応募資料提出先

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-11-11 芝公園2丁目ビル3F

「みちのく いいもん うまいもん」販売会事務局

5. 出展者の決定について

- （1）応募申込書等に基づき、県による被災の確認・推薦を経て、中小機構が出展者を決定します。応募申込書の必要事項は必ずご記入ください。

- (2) 内容の精査等のためヒヤリングを実施させていただく場合がありますので、予めご了承ください。中小機構・県による確認等の結果、お申込みをお断りする場合がありますことを予めご了承ください。
- (3) 出展者決定については、10月下旬に応募者へ文書により通知させていただきます。
- (4) 出展決定後は、別途、「みちのく いいもん うまいもん」販売会事務局からご案内する「各百貨店申請書類」を速やかに作成し、ご提出ください。
- (5) 暴力団、暴力団関係団体もしくはその関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき、またはこれらの反社会的勢力を利用していることが判明したときは出展をお断りします。

6. 注意事項

- (1) 本件の趣旨に鑑み、国内の販路開拓とスキルアップ向上に意欲的に取り組む意志のある中小企業者を対象とします。
- (2) 百貨店催事出展につきましては、会期全日事業者が参加することとします。
- (3) 各百貨店催事に必要な各種資料を事前にご準備いただきます。
- (4) ブースの位置については、中小機構に一任いただきます。
- (5) 出展決定後に、中小機構が出展にあたってのマニュアル等の説明を行う出展者説明会を以下の日時で開催し、情報提供ならびにセミナーを行いますので、出展者は原則参加してください。また、展示予定の商品及び販売ツールを必ずご持参ください。なお、商品を持参することが困難な場合は事務局までご連絡ください。
 - ・岩手県：平成26年11月4日（火）15：00～18：30 岩手県工業技術センター 大ホール
11月5日（水）岩手県内沿岸部（予定）
 - ・宮城県：平成26年11月6日（木）15：00～18：30 河北新報社 大ホール
11月11日（火）宮城県内沿岸部（予定）
 - ・福島県：平成26年11月12日（水）15：00～18：30 福島県内（予定）
11月13日（木）15：00～18：30 福島県内（予定）
- (6) 販売会終了後、お取引の進捗状況について確認させていただきます。また主催者・共催者間で情報共有させていただく場合が有ります。
- (7) 中小機構が今後の支援の参考や成果の把握のために実施するアンケートにご協力をお願いいたします。
- (8) 参加申込書等はお返しいたしません。また、中小機構・県による確認等に関する内容につきましては、お答えいたしかねます。
- (9) 本事業と併せて被災事業者販路開拓支援『商談会』事業に申し込むことも可能です。但し、応募状況等により一方のみが採択される場合もございます。

以上をご了承の上、お申し込みください。

【お問い合わせ等窓口】

「みちのく いいもん うまいもん」販売会事務局
〒105-0011 東京都港区芝公園 2-11-11 芝公園 2 丁目ビル 3F
電話：03-6860-7779（直通） e-mail：hanbai@michi-ku.jp

販売会（百貨店催事）出展規約

1. 事務局

ここで述べる事務局とは、被災事業者等販路開拓支援展示・販売会の開催・運営・管理のために主催者である独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）によって設置された、主催者の代理人によって構成される組織を指します。（代理人を設置する前の中小機構の担当窓口を含む。）。また事務局は出展イベントの主催者による運営、諸注意に則り、運営を行うものとします。

2. 出展申込及び本規約の効力の発生

所定の応募申込書に必要事項を記載し、又必要な資料を添付した上で事務局へ提出することによって、出展申込者として受け付けます。応募申込書が事務局で受理された時点で、出展申込者は本規約に同意したものととして本規約の効力が発生し、本規約を遵守する義務が発生します。上記を踏まえた上で、事務局が出展者を決定し、結果を出展申込者へ通知します。ただし、決定に係る過程の内容等については公表しません。なお、事務局が出展者として適当でないと判断した場合、通知後であっても、事務局は出展を拒否することができます。その際の判断根拠等は公表いたしません。こうした事由で出展できないことで生じた出展者及び関係者の損害は補償しません。

3. 出展者提供資料等の取扱い

出展者は事務局が指定した期日までに、求められた資料及び各種申請を提出してください。出展者が提出した資料等（諸申込書類、写真素材なども含む。以下同じ。）は、本販売会に使用する目的のため、事務局が自由に加工・構成・編集できるものとします。いただきました資料等は返却いたしません。また出展者が提供する資料等は、著作権その他の利権侵害などの法的問題が発生する危険が一切ないものに限ります。これらの資料等に関して、紛失、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、出展者は事故の責任と費用負担のもとに解決することとし、主催者、事務局は一切の責任を負いません。なお事務局は出展者に対し、資料等利用に関してのロイヤリティ、およびライセンスフィーその他の自由に関わらず、一切の金銭の支払いは致しません。

4. 出展キャンセル

出展決定の通知を受けた後の出展取消、解約は原則として認められません。出展者のやむを得ない事情により、出展の全て又は一部の取消・解約をする場合、出展者は書面にてその理由を事務局へ提出してください。

5. 出展者説明会

出展決定の通知を受けた企業は、平成26年11月に3県（岩手県、宮城県、福島県）においてそれぞれ開催される出展者説明会に参加していただきます。（場所・時期等の詳細は別紙参照願います。）

6. 基本出展にて事務局が提供するもの

(1) 出展ブースには以下のものが含まれます

- ① 平台、冷蔵ケース・冷凍ケース等
- ② 共用施設の工事費及び設営費
- ③ 保健所、消防署への申請手続き
- ④ 広報宣伝、来場者サービスに係わる費用（バナー・チラシ・案内状含む）
- ⑤ 事務局企画運営費用
- ⑥ 出展料【中小機構負担】
- ⑦ 販売什器・百貨店が行う広告宣伝費等【中小機構負担】
 - i) 販売に必要な基本什器（平台、斜面冷蔵、OP冷蔵、OP冷凍、共有スリカ）も含まれます。
 - ii) 特別什器が必要となる場合には、別途出展事業者の負担となることがあります。事前にご相談ください。

iii) 百貨店催事に係る広告宣伝費も含まれます。
⑧ 旅費（交通費・宿泊費）・輸送費【一部中小機構負担】

出展に際し、必要となる交通費及び宿泊費（出展事業者1社につき2名まで）、商品等の輸送費について、地方開催（岩手県・宮城県・福島県）は9万円（税込）/社・回、首都圏開催（東京都）は15万円（税込）/社・回を上限とし、中小機構が負担します。

(2) 中小機構が行う専門家による出展事業者支援等

中小機構では、出展事業者のご希望等に応じ、専門家による以下の支援を行います。

- ① 販売会（百貨店催事）出展に向けた事前支援
 - i) 事前準備のアドバイス
 - ii) 資料作成のアドバイス
 - iii) 出展に際してのブース設営（商品展示等）に関するアドバイス
- ② 販売会（百貨店催事）会場での販売支援
- ③ 販売会（百貨店催事）出展後の支援
 - i) 事後フィードバックシート等の送付
 - ii) 中小機構の各種支援等

(3) 中小機構が行う「商品プレゼン支援費」について（支援対象経費1/2 支援上限20万円）

中小機構では、百貨店催事出展事業者の商品物流網の確保を図ることを目的として、原則、展示に向けて販路の開拓・拡大につながる事業の取り組みに対して支援いたします。

- ① 支援対象者 百貨店催事出展事業者
- ② 対象事業 POP、チラシ、商品パッケージ、商品ロゴ、包装紙ほか
- ③ 支援対象経費 対象事業に係る委託費、外注費とする
- ④ 支援率・支援額 支援対象経費（税抜）の1/2以内（上限20万円）

※詳細につきましては、別紙ご参照ください。

7. 特別什器等

特別什器備品は別途ご請求いたします。

8. 販売ブースの位置

販売ブースの位置については、展示の内容などを考慮に入れ、主催者・事務局が決定します。ただし出店状況の変動により会場レイアウトの変更等が行われても、出展者は主催者・事務局に対する異議申立てならびに賠償責任等を問うことはできません。全て主催者・事務局に一任されます。

9. 出展面積の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展者及び出展申込者は、出展面積の一部あるいは全部を、転貸、売買、譲渡、交換することはできません。また事務局の承認無しに、出展者以外の企業・団体または個人が使用、展示することはできません。

10. 販売スペースの装飾及び材料

出展者の販売スペースにおける装飾等は出展者自らが実施し、管理する。

11. 出展者について

出展者は、原則、会期中、責任者1名は常駐すること。

12. 販売会（百貨店催事）商品売買について

(1) 出展者が出展する百貨店の店舗内に搬入した商品の管理は出展者に属するものとし、当該百貨店が商品を顧客に販売したときに当該商品は出展者から当該百貨店に売り渡されたものとする。

(2) 出展者は当該百貨店の指示があるときには売れ残りの商品を当該百貨店より搬出するものとする。

(3) 出展者が納入する商品の品質、量目その他当該百貨店が出展者に委託した販売業務の手伝いについて当該百貨店が顧客に対して負担する責任および製造物責任、その他一切について出展者側で引き受けるものとし、当該百貨店が負担したときには、出展者はただちにこれを負担する。

(4) 商品の保管及び販売等にあたり生じる一切の損害は、出展者の負担に帰する。ただし、この損害についての当該百貨店の責めの帰する事由に基づくことを出展者が証明したときはこの限りではない。

(5) 出展者には、販売場所の使用権や占有権はないものとする。

(6) 営業時間中はもちろん、営業時間外においても出展者は当該百貨店の所定の場所内で発生した火災、盗難、毀損、その他の原因による出展者の損害については、当該百貨店に対して何らの補償も要求しないものとする。ただし、当該百貨店の故意または重大な過失によるものについては、この限りではない。

(8) 販売期間（催事期間）は2015年2月5日～2015年3月31日迄とする。

13. 販売品の管理及び免責

展示品の管理は、出展者の責任において行ってください。当該百貨店及び事務局は、販売品の損害、盗難、紛失、破損等について一切責任を負いません。

14. 保険

会場への展示物搬入開始から撤去までの期間必要と思われるものについての損害保険については、各出展者で加入してください。

15. 補償

出展者及びその代理人が他出展者の販売スペースにて設備及び人身等に損害を与えた場合、その補償は出展者の責任において行うものとし、当該百貨店及び事務局は一切責任を負いません。事務局は、天災地変等のやむを得ない理由での本販売会の全てまたは一部を中止・変更することができます。その為に生じた出展者及び関係者の損害については補償しません。

16. 安全・安心のための対応

出展者は、下記の事項を遵守するとともに、関係諸法令・規則・条例等を厳守し、安全・安心な販売会の開催・運営を行うものとします。

- ①食中毒の予防
- ②適切な原産地表示、アレルギー物質表示
- ③遺伝子組み換え食品の不使用
- ④残留農薬、残留抗生物質、残留成長ホルモン、不認可食品添加物の混入防止
- ⑤BSE、鳥インフルエンザの混入防止
- ⑥その他、食品衛生法、JAS法による品質表示、外食の原産地表示ガイドライン（農水省）、アレルギー特定原材料表示義務（厚労省）、農業取締法、飼料安全法、薬事法、牛肉トレーサビリティ法（農水省）、特定家畜伝染病防疫指針（農水省）に違反するものの展示・販売・提供は一切禁止します。

17. 出展アンケートの提出

出展アンケートを開催最終日に必ず提出していただきます。

18. 出展募集要項及び出展規約の承認

すべての出展申込者（出展者を含む）及びその代理人は、本販売会の出展募集要項に記載された全事項及び本出展規約を承認したものといたします。また出展が決定した場合、出店イベントの規約に則って出展していただきます。事務局と出展申込者（出展者を含む）、来場者、その他関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、裁判所に裁定を委ねます。

19. 反社会的勢力の排除

すべての出展申込者（出展者を含む）及びその代理人は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下総称して「反社会的勢力」という。）でないことを確認することとします。なお、事務局は、出展申込者（出展者を含む）及びその代理人が反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力と以下に該当する関係御有ることが判明した場合には、何らの催告を要せず、出展申込の拒否、及び出展の取り消しを行うことができるものとします。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

また、事務局は、出展申込者（出展者を含む）及びその代理人が自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、出展申込の拒否、及び出展の取り消しを行うことができるものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他各号に準ずる行為

事務局、又は出展申込者（出展者を含む）及びその代理人（以下、解除者という）が上記規定により出展申込の拒否、及び出展の取り消しを行った場合、相手方に損害が生じても解除者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、またかかる解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

20. 個人情報の取り扱い

応募申込書に記載した情報は適切に管理し、本販売会の運営及び、中小機構が開催する他の販売会の案内・紹介のために利用する場合があります。

個人情報管理者：独立行政法人中小企業基盤整備機構 震災復興支援部 復興支援企画課
TEL：03-5470-1501